

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及びその他の地方公共団体の職員との間に均衡を失しないよう考慮して条例等で定めています。その概要は次のとおりです。

(1) 勤務時間（一般職の標準的なもの）

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	始業	終業	休憩時間 (45分)
38時間45分	7時間45分	8:30	17:00	12:15~13:00

※月曜日から金曜日の5日間において、1日の勤務時間をそれぞれ割り振っています。

※業務内容により、上記の勤務時間によらない職場（事業所）や交代制勤務職場（消防署）は別に勤務時間を定めています。

(2) 週休日・休日

週休日とは、日曜日及び土曜日をいい、勤務時間が割り振られていない日（勤務義務が課されていない日）のことです。

休日とは、次に掲げる日とし、特に勤務を命ぜられない限り、正規の勤務時間においても勤務する必要はありません。

①国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

②12月29日から翌年の1月3日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(3) 休暇

休暇の種類は、給与が支給されるか否かによって、有給休暇と無給休暇に分けることができます。有給休暇としては、事由に限らず取得できる年次有給休暇と特定の事由に基づいて認められる特別休暇等があります。また、無給休暇としては、介護休暇等があります。

○年次有給休暇

年次有給休暇は、職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的とし、毎年（暦年）20日付与されます。ただし、採用された年だけは、その採用された月を考慮し20日の範囲内で付与されます。（例：4月採用の場合15日付与）また、未使用日数がある場合は、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。取得状況は次のとおりです。

総付与日数 (A)	総取得日数 (B)	全対象職員数 (C)	平均取得日数 (B) / (C)	消化率 (B) / (A)
9,950日	3,964日	279人	14.2日	39.8%

(注) 1 対象期間は暦年（令和5年1月1日～令和5年12月31日）です。

2 令和5年12月31日現在、市長事務部局に勤務している一般職に属する非現業職員の状況です。ただし、対象期間中に採用された者、育児休業中の者、休職中の者を除きます。

○病気休暇

病気休暇は、負傷又は疾病のために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、医師の証明等に基づき最小限度必要と認める期間、その療養に専念させる目的で付与されます。一定の日数を超えると、昇給の号給が調整されたり、勤勉手当が減額されます。病気休暇は、公務上

の負傷等によるものと公務外の負傷等によるものとがあり、その内容は次のとおりです。

休暇の原因		期 間
公務上の負傷又は疾病		療養に必要と認める期間
公務外の負傷又は疾病	結核性疾患	1年を超えない範囲内で、療養に必要と認める期間
	上記以外の一般私傷病	3月を超えない範囲内で、療養に必要と認める期間

○特別休暇

特別休暇は、あらかじめ定められた特定の事由（結婚、出産、親族の死亡等）に職員又は家族が該当する場合に、それぞれの事由に応じて付与されます。主な特別休暇とその内容は次のとおりです。

休暇の種類	付与日数・期間等	特 定 の 事 由
結婚休暇	連続する7日以内	職員が結婚する場合
産前休暇	出産予定日までの6週間（多胎妊娠の場合は14週間）	職員が出産する場合
産後休暇	出産日の翌日から8週間	
出産補助	連続又は分割する3日以内	配偶者の出産のため入院の介護等を行う場合
育児時間	1日2回（1回30分以内）	生後1年に達しない子を養育する場合
忌 引	親族の続柄により1日～10日の範囲内	親族が死亡した場合
父母等の祭日	1日	実父母、義父母、配偶者、実子及び養子の法事等を行う場合
生理休暇	一生理期に2日以内	生理日の就業が著しく困難な場合
リフレッシュ休暇	1年につき連続する6日以内	心身の健康の維持及び増進を図る場合
ドナー休暇	必要と認められる期間	骨髄移植の提供者となる場合
ボランティア休暇	1年につき5日以内	職員が自発的に社会貢献活動を行う場合
妊婦健診	必要と認められる時間	妊娠中の職員が保健指導、健康診査を受ける場合
通勤緩和	1日1時間以内（勤務時間の始業又は就業時）	妊娠中の職員が母体・胎児を保護するため、利用する交通機関の混雑を避ける場合
子の看護休暇	1年につき5日（子が2人以上の場合は10日）以内	中学校就学前の子を看護する場合
短期介護休暇	1年につき5日（要介護者が2人以上の場合は10日）	要介護者の介護又は世話等を行う場合
育児参加休暇	産前産後の期間内に5日以内	配偶者が出産する場合で、その出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合

※この他の特別休暇として、「選挙権等の権利行使」、「証人等としての出頭」、「感染症法による交通遮断・隔離」、「災害による交通遮断又は住居滅失・破損」、「交通機関の事故」があります。

○介護休暇・介護時間

介護休暇・介護時間は、職員の家族（配偶者、父母、子、配偶者の父母等）で、負傷、疾病又は老齢によって日常生活に支障があるものを介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合に付与されます。付与される期間は、介護休暇については、介護を継続的に必要とす

る6月の期間内において、必要と認められる2週間以上の期間、介護時間については、連続する3年の期間（介護休暇と重複する期間を除く。）内で、必要と認められる1日2時間以内の時間です。介護休暇・介護時間により勤務しない期間は無給となります。

（4）育児休業制度

育児休業制度は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉の増進と行政の円滑な運営に資することを目的とした制度で、育児休業、部分休業及び育児短時間勤務があります。

育児休業は、職員が3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで取得することができます。育児休業により勤務しない期間は無給となり、期間に応じて期末手当及び勤勉手当が減額されます。

部分休業は、職員が小学校就学前までの子を養育するために請求し、任命権者が公務の運営に支障がないと認める場合に承認されます。育児休業が取得する期間の全部を勤務しないのに対し、部分休業は通常勤務を前提として、その1日の勤務時間の一部を勤務しない休業制度です。（勤務時間の始業又は終業時において、1日を通じて2時間を超えない範囲で、30分単位で取得可能）休業期間の給料は、勤務しない1時間につき、時間当たりの給与額が減額され、また期間に応じて勤勉手当が減額されます。

育児短時間勤務は、職員が任命権者の承認を受けて、その職員の小学校就学前までの子を養育するために、職務を完全に離れることなく育児を行うことができるよう、複数の勤務形態のうち希望する形態により勤務することができる制度です。育児短時間勤務中の給料は、短縮された勤務時間に応じて減額され、また期間に応じて期末手当及び勤勉手当が減額されます。

令和5年度の育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の取得状況は次のとおりです。

（単位：人）

職員区分	令和5年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員（育児休業等対象者数）			
		うち育児休業 取得者数	うち部分休業 取得者数	うち育児短時間勤務 取得者数
男 性	10	3	0	0
女 性	2	2	0	0
計	12	5	0	0